



KDDI 総研 R&A 誌は定期購読（年間 27,468 円）がお得です。お申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。既刊の PDF 無料ダウンロードの特典もあります。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

EU の i2010 戦略をめぐる ICT 政策の動向

## EUのi2010戦略をめぐるICT政策の動向

🕒 記事のポイント

### サマリー

EUは、2000年以降eEurope戦略を通じてICT政策を推進し、その達成年次である2005年に向けての優先課題のうち、インフラ設備の整備に関しては大きな成果を上げている。一方、インフラ設備の利活用を通じて経済成長を促すという更なる大きな目標は未達成に終わっている。こうした状況においてEUは、2005年6月に新しいICT政策としてi2010戦略を策定した。本稿では、EUのICT政策の沿革とともにi2010戦略の概要を解説するほか、ICT政策の今後の動向について紹介する。

主な登場者 EU 欧州委員会

キーワード 情報通信 IT ICT リスボン戦略 eEurope i2010 e-Japan戦略 u-Japan政策

地域 EU

執筆者 KDDI総研 企画調査G 木庭 治夫 (ha-koba@kddi.com)

### 1 EUのICT政策の沿革

#### 1-1 eEuropeの提案

欧州連合（EU、European Union）の行政執行機関にあたる欧州委員会は、1999年12月に、「eEurope—すべてのEU加盟国国民のための情報社会」<sup>①</sup>（脚注）と題する報告書を発表し、EUの情報通信（ICT、Information and Communication Technology）



①（脚注）

「eEurope An Information Society For All」(COM(1999)687、1999.12.8)。  
[http://europa.eu.int/information\\_society/eeurope/2002/news\\_library/pdf\\_files/english.pdf](http://europa.eu.int/information_society/eeurope/2002/news_library/pdf_files/english.pdf)

政策の端緒を開いた。この報告書において、情報社会がもたらす変化を、影響が広範囲におよびしかも地球的規模で生じることから、産業革命以降最も重大な出来事として捉えている。そのような認識により欧州委員会は、ICT政策の実現に向けて、次の3項目をeEurope戦略の中核に置いた。

- ・すべての国民、家庭や学校、およびすべての企業や行政機関を、デジタル時代に向けてオンラインで結ぶ。
- ・新しいアイディアに進んで投資し事業化する起業家文化により支えられ、デジタル技術を使いこなせる (digitally literate) 欧州を創出する。
- ・本戦略のいずれの方策も、社会全体を包含し、消費者の信頼を形成し、社会の結束を強化することを旨とする。

eEurope戦略は、2000年3月に開催されたリスボン欧州理事会<sup>(脚注1)</sup>において、リスボン戦略 (Lisbon Strategy)<sup>(脚注2)</sup> の一環として承認された。

## 1-2 eEurope 2002の策定

ついで欧州委員会は、eEurope戦略を実施するため、2002年までに達成すべき具体的な行動計画「eEurope 2002 Action Plan」<sup>(脚注3)</sup> を2000年5月に策定した。この計画は、2000年6月に開催されたフェイラ欧州理事会において承認された。行動計画は、次の3項目を早期に実現すべき課題として設定した。

- ・より安価で、より高速で、より安全なインターネット
- ・人およびICT利用技術への投資
- ・インターネット利用の勧奨



<sup>(脚注1)</sup>

欧州理事会は、EU加盟国の元首・首脳と欧州委員会委員長で構成される首脳会議で、1974年に設置が決定。各国外相と欧州委員会委員1人がその補佐にあたる。年に4回開催され、EUの将来の方向性を決定し、活動を促進させる。

<sup>(脚注2)</sup>

リスボン戦略は、急速なグローバル化の進展とICT技術の発達を背景に、2010年までにEUを、世界で最も競争が進展し活力の溢れる知識基盤経済に変革し、雇用の改善と社会の結合を促す持続可能な成長を可能とするための広範囲にわたる政策からなる、経済社会改革をめざす総合計画。

<sup>(脚注3)</sup>

「eEurope 2002 An Information Society For All Draft Action Plan」(COM(2000)330、2000.5.24)。

[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2000/com2000\\_0330en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2000/com2000_0330en01.pdf)

[http://europa.eu.int/information\\_society/eeurope/2002/action\\_plan/pdf/actionplan\\_en.pdf](http://europa.eu.int/information_society/eeurope/2002/action_plan/pdf/actionplan_en.pdf)

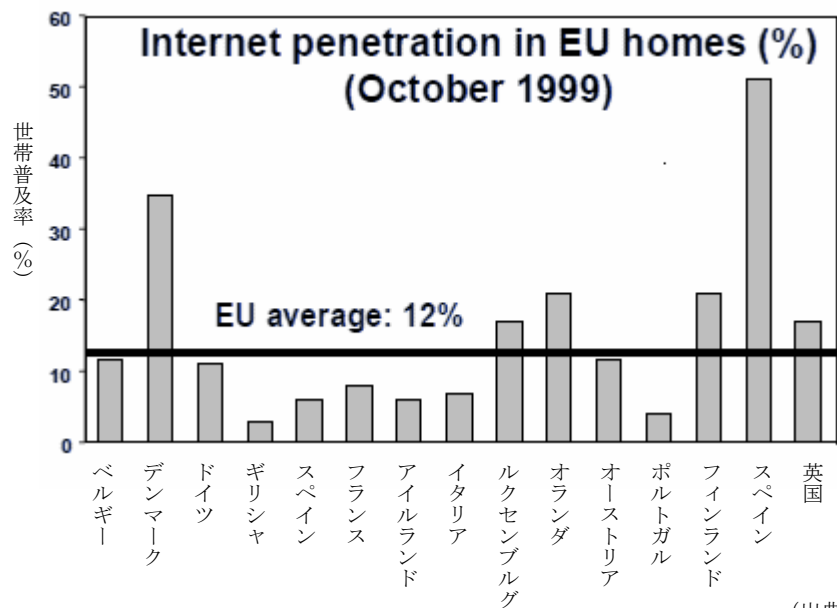
欧州委員会は2001年3月、eEurope 2002施行後1年間が経過した時点における行動計画の効果を評価するとともに今後の課題を設定した報告書「eEurope 2002－効果と優先課題」<sup>4</sup>（脚注）を発表した。

EU平均のインターネットの世帯普及率は、1999年10月から2000年10月までの1年間に12%から28%まで増加し、その後2002年11月には43%にまで達するとともに、加盟国間の普及率が平準化に向かった（図表1、図表2参照）。

このように、eEurope 2002が掲げた目標の一つである、EUにおけるインターネットへのアクセスの普及については、ほぼ達成された。

一方、インターネットへのアクセスは、それ自体が目的ではない。インターネットを始めとするICTを通じて、新しい市場を開拓するサービス、アプリケーション、コンテンツ等が創造され、経済の活性化につながらなければならない。このような観点から、eEurope 2002以降のICT政策においては、各種の新しいオンライン・アプリケーションの充実やその利用に適したブロードバンド環境の整備が課題として指摘された。

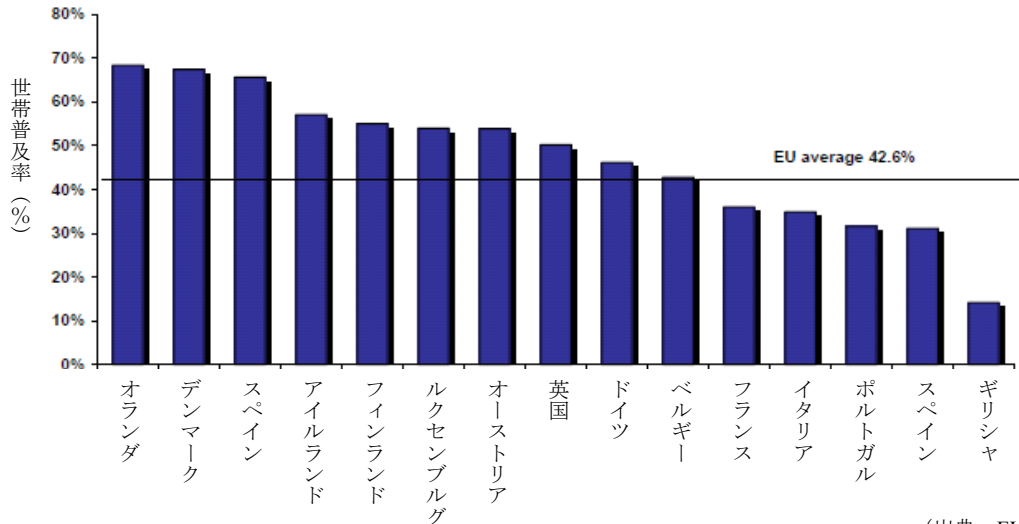
図表1 EUにおけるインターネット世帯普及率（1999年10月）



<sup>4</sup>（脚注）

「eEurope 2002 Impact and Priorities」(COM(2001)140、2001.3.13)  
[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2001/com2001\\_0140en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2001/com2001_0140en01.pdf)

図表2 EUにおけるインターネット世帯普及率（2002年11月）



(出典：EU)

(図表注) 日本のインターネット世帯普及率は2002年末において、携帯電話等からのインターネット利用を含め81.4%に達した(総務省「平成14年度通信利用動向調査」による)。また米国の同率は2001年末において、50.5%であった(OECD統計データベースによる)。

### 1-3 eEurope 2005の策定

このような状況を受けて、欧州委員会は2002年5月に、eEurope 2002を引き継ぐ2003年以降のICT政策として、2005年を達成年次とする3カ年計画である「eEurope 2005 Action Plan」<sup>(脚注)</sup>を策定した。この計画は、2002年6月に開催されたセビーリャ欧州理事会において承認された。行動計画は、次の項目を実現すべき課題として設定した。

- ・ オンライン・アプリケーションの充実
  - － 公共サービス (e-government、e-learning、e-health)
  - － 一般サービス (e-business)



(脚注)

「eEurope 2005 An Information Society For All, An Action Plan」(COM(2002)263、2002.5.28)。

[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2002/com2002\\_0263en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2002/com2002_0263en01.pdf)

- ・ブロードバンド<sup>☞</sup>（脚注1）環境の整備
- ・情報インフラストラクチャの安全性

欧州委員会は2004年2月に、**eEurope 2005**による行動計画の進捗状況に関する報告書「**eEurope 2005－中間評価**」<sup>☞</sup>（脚注2）を発表した。

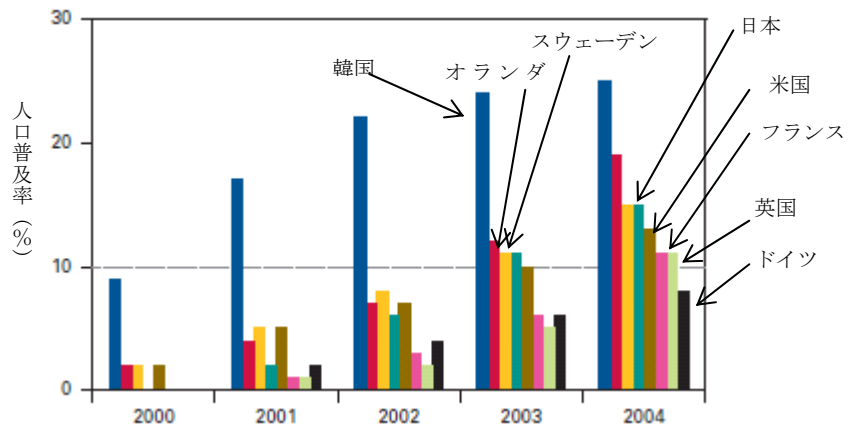
この評価において、行動計画のうち進展が見られたものとしては、ブロードバンド環境整備が挙げられた。EU平均（15カ国）のブロードバンドアクセスの人口普及率は、2002年7月から2003年7月までに2.3%から4.5%に増加し、その後2004年7月には7.6%（25カ国平均では6.5%）に達した。このようにEUにおけるブロードバンド普及率は増加傾向をたどり、世界の先進諸国に近づきつつある。（図表3参照）

また、**e-government**については、政府が提供する基本サービスのうちオンラインで利用できる割合が、EU平均（15カ国）で2001年10月から2003年の10月までの2年間に17%から43%に増加した。

一方、その他のアプリケーション（**e-learning**、**e-health**、**e-business**）においては、目立った進展は見られなかった。

このような進捗状況から欧州委員会は、ICT政策における優先課題を見直す必要性を指摘した。

図表3 主な国におけるブロードバンドの人口普及率の推移



（出典：英 DTI）



☞（脚注1）

EUにおいて、「ブロードバンド」は144kbps以上の伝送速度を提供する回線を指す。

☞（脚注2）

「eEurope 2005 Mid-term Review」（COM(2004)108、2004.2.18）。

[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2004/com2004\\_0108en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2004/com2004_0108en01.pdf)

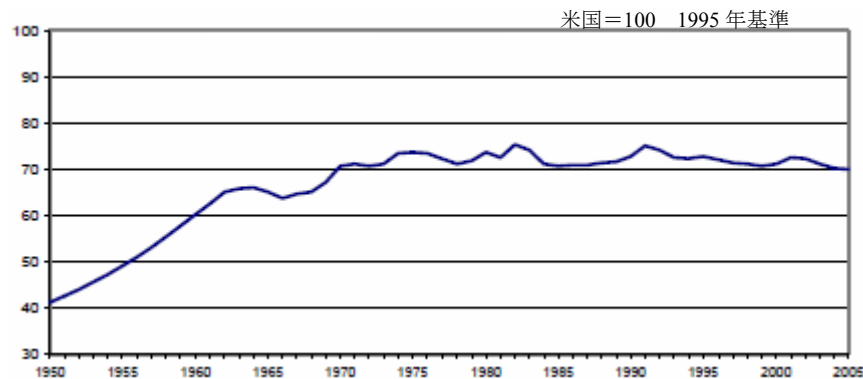
#### 1-4 リスボン戦略の見直し

欧州委員会は2005年2月に、eEurope戦略を含むEUの経済社会改革のための総合計画、リスボン戦略について、施行後5年が経過した時点における計画の効果を評価した報告書「成長と職のための協働ーリスボン戦略の再構築」<sup>④</sup>（脚注）を発表した。

本報告書は、EUの社会経済の現状は、リスボン戦略が目指した改革からは程遠い状態に留まっていると結論付けた。

そのうち、EUの経済成長については、リスボン戦略が施行された2000年以降も、ほぼ現状を推移し、上昇傾向が現れていないと指摘した（図表4参照）。

図表4 EUにおける人口一人当たりGDPの対米指数の推移



(出典：EU)

このほか、労働生産性や失業率に関しても大きな変化は見られない（図表5および図表6参照）。

またリスボン戦略が有効に機能していない理由として、経済の状況がより複雑になっているためばかりでなく、本戦略には多様な政策を盛り込み過ぎたため、政策間での優先順位付けなど、政策の遂行が円滑に進まないことが反省点として挙げられた。

このような観点から本報告書は、リスボン戦略の主眼を「成長と雇用」(growth and employment) に集中するように見直し、次の3項目を重点分野とすることを提言した。

- ・投資先および勤務先としてのEUの魅力を一層高める。
- ・知識と技術革新に投資する。
- ・雇用環境を一層高める。



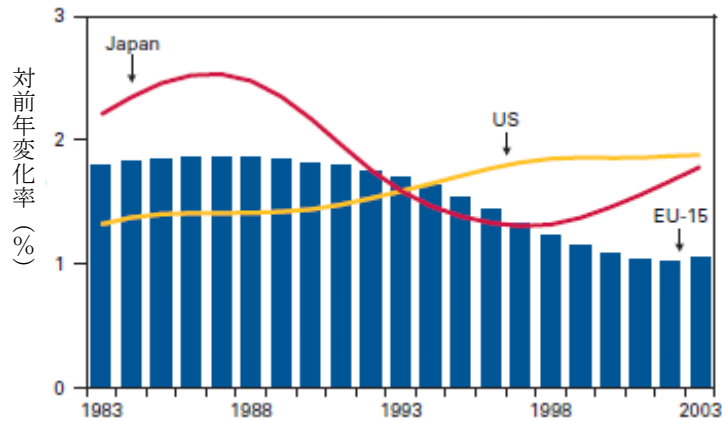
④ (脚注)

「Working together for growth and jobs, A new start for the Lisbon Strategy」(COM(2005)24、2005.2.2)。

[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005\\_0024en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0024en01.pdf)

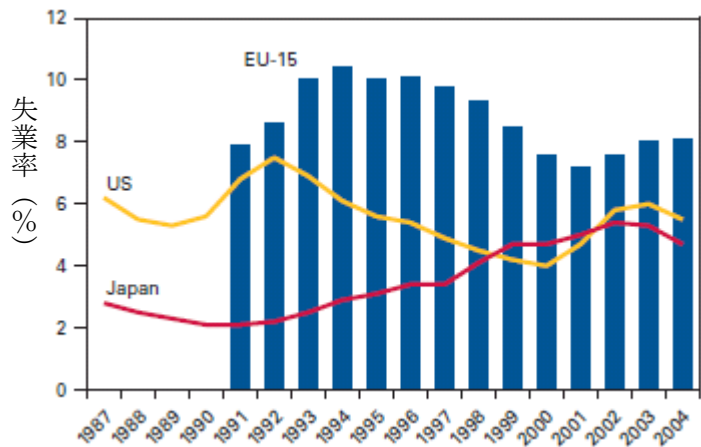
この見直し案は、2005年3月に開催されたブリュッセル欧州理事会において承認された。

図表5 EU・日・米における労働生産性の成長率の推移



(出典：英 DTI)

図表6 EU・日・米における失業率の推移



(出典：英 DTI)

## 2 i2010の概要

### 2-1 i2010策定の経緯

ブリュッセル欧州理事会は2005年3月に、リスボン戦略を見直す過程で、知識と技術革新 (knowledge and innovation) を持続可能な成長の原動力と捉えるとともに、EU域内にシームレスな情報空間を創出するために、ICT関連の研究や開発、コンテ

ンツ産業の発展、ネットワークや情報の安全性のほか、サービスの融合や相互運用の確保が重要であると指摘した。<sup>☞ (脚注1)</sup> これを受けて欧州委員会はICT政策に関して従来からのeEurope戦略を見直し、成長と雇用の達成に焦点を当てた「i2010」戦略 (i2010 – European Information Society 2010、2010年に向けた欧州情報社会)<sup>☞ (脚注2)</sup> を2005年6月に新たに策定した。i2010は、ブリュッセル欧州理事会 (2005年6月16、17日) において承認された。

i2010は、EUの情報社会および各種メディアに対する政策として2010年までに達成すべき三つの目標を次のように設定した。

- ・ 妥当な料金で安全な大容量通信サービス、および豊富で多様なコンテンツやデジタルサービスを提供する「単一欧州情報空間」(Single European Information Space) を創出する。
- ・ 欧州に対する主な競争国との格差を縮小するために、ICT関連の研究および開発の効率を世界水準にまで高める。
- ・ 加盟国の国民すべてが包含され、高品質な公共サービスが提供される情報社会を創出し、生活の質を向上させる。

さらに、i2010は目標ごとに具体的な行動計画を設定した。以下では各行動計画の概要を紹介する。

## 2-2 単一欧州情報空間

欧州委員会は、EU全域を単一な提供地域とする各種のブロードバンドサービスが利用可能となる「単一欧州情報空間」を創出するために達成すべき課題として、次の4項目を挙げている。

- ・ 伝送速度：大容量のコンテンツを配信できる汎欧州規模の高速なブロードバンドサービスを展開する。
- ・ 豊富なコンテンツ：新サービスやオンライン・コンテンツを育成するために、法制度および投資環境を整備する。
- ・ 相互運用性：相互に通信が可能な機器やプラットフォームに加え、各種のプラットフォーム上で共通に提供できるサービスを開発する。



<sup>☞ (脚注1)</sup>

ブリュッセル欧州理事会 (2005年3月22、23日) 議事録のパラグラフ10および18参照。  
[http://ue.eu.int/ueDocs/cms\\_Data/docs/pressData/en/ec/84335.pdf](http://ue.eu.int/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/84335.pdf)

<sup>☞ (脚注2)</sup>

「i2010 – A European Information Society for growth and employment」  
 (COM(2005)229 Final、2005.6.1)  
[http://europa.eu.int/information\\_society/eeurope/i2010/docs/communications/com\\_229\\_i2010\\_310505\\_fv\\_en.pdf](http://europa.eu.int/information_society/eeurope/i2010/docs/communications/com_229_i2010_310505_fv_en.pdf)



- ・安全性：投資家や消費者の信頼を高めるために、詐欺、有害なコンテンツ、技術上の欠陥のない安全なインターネットを構築する。

このような課題の達成には、これまでは個々に区別されていた機器（電話機、TV 受像機、パーソナルコンピュータなど）、プラットフォーム（固定通信設備、移動通信設備、CATV設備など）またはサービス（固定電話、携帯電話、データ通信、テレビなど）を、デジタル化により一体として融合すること（デジタル融合、digital convergence）が求められる。デジタル技術の発展によりデジタル融合が進展するにつれて、「単一欧州情報空間」が実現される。

そしてデジタル融合の時代には、それに相応しい規制の体系が必要とされる。現行のEU規制のなかには、デジタル融合への対応を取り込んでいるもの（「eコマース指令」<sup>（脚注1）</sup> など）がある一方、規律する対象の見直しを行い現状に則して改定すべきものも含まれている。

欧州委員会は、「単一欧州情報空間」を創出するために必要な規制の見直し策として、主に次の行動計画を挙げている。

- ・現行の電子通信に関する規制体系（Regulatory framework for electronic communications）<sup>（脚注2）</sup>を見直す。（2006年、実施計画年、以下同様）
- ・上述の見直しの一環として、EUの効率的な周波数管理政策を提案する。（2005年）<sup>（脚注3）</sup>



<sup>（脚注1）</sup>

[Directive on electronic commerce \(2000/31/EC、2000.6.8\)](#)

<http://europa.eu.int/eurlex/lex/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32000L0031:EN:HTML>

<sup>（脚注2）</sup>

EUの通信市場を規律する規制の体系で、6件の指令（「競争指令」「枠組み指令」「認可指令」「アクセス指令」「ユニバーサルサービス指令」「プライバシーおよび電子通信指令」）および1件の決定（「無線周波数決定」）を骨子とする。2002年に採択され、加盟各国は2003年7月までに国内法に取り入れることを義務付けられた。個別免許制度の廃止、有効な競争が存在しない市場のみに対する規制等を特色とする。概要は、EUの下記のページを参照。

<http://europa.eu.int/scadplus/leg/en/lvb/l24216a.htm>

<sup>（脚注3）</sup>

欧州委員会は2005年9月に、「EUにおける市場に基づく周波数管理の方法」（A market-based approach to spectrum management in the European Union）と題する報告書（COM(2005)400 Final、2005.9.14）等を発表し、EUの周波数管理政策の見直しを提案した。その骨子は、加盟国別の管理からEU全体での管理、周波数の利用方法の弾力的な運用、周波数利用権の譲渡制度の導入からなる。概要は、EUの下記のページを参照。

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1199&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

- ・テレビ放送を規律する指令<sup>④</sup>（脚注）を見直す（2006年以降）
- ・システム障害やサイバー攻撃に対する効果的な対策等を含む安全な欧州情報社会を構築するための戦略を提案する。（2006年）
- ・加盟国間で相互に運用が可能で効果的なデジタル著作権の管理体制について、幅広い観点から検討する。（2006年以降）
- ・今後の情報社会やメディアサービスの発展に適合するように、情報通信に対する規制を含めEUの法体系全般（the community acquis）を分析し、必要があれば法規を改定して、速やかに施行する。（2007年以降）

上述の行動計画を通じて、デジタル融合に基づく「単一欧州情報空間」から得られる経済的な成果が高まることが期待されている。

### 2-3 研究および開発に対する投資

ICT分野はそれ自体が経済を牽引するばかりでなく、他の産業分野がICTを採用することにより経済全体の生産性と雇用が高まるという観点から、EUの成長と雇用に対してICT分野の果たす役割は重要であると、欧州委員会は認識している。それにとどまらず、ICT分野が短期的にも長期的にも成長と雇用に貢献し続けるためには、ICT分野における研究開発への効果的な投資が不可欠である。現在欧州が世界に先行している研究開発分野は、ナノエレクトロニクス、埋め込み型システム（embedded system）、通信技術等であり、新たに積極的に取り組んでいる分野は、ウェブ・サービス、認証システム等である。

一方、EUにおける研究開発投資額に占めるICT分野の割合は2002年において18%で、日本の35%、米国の34%と比較して低い水準にあり、ICT分野での研究開発を増強させる必要がある。

また従来欧州においては、発明に成功した後、その実用化が進展しない例が見受けられた。研究それ自体で完了するのではなく、研究成果が製品やサービスに具現化され、新しいビジネスモデルや組織の変革に応用される必要がある。

このような状況において、欧州委員会は、EUにおけるICT分野の研究開発投資の活性化、および研究成果と経済的利益を結びつけるための施策として、次の行動計画を挙げている。

- ・EUによるICT関連研究に対する支援を2010年までに80%増加させること、および加盟各国においても同様の措置を取る。



④（脚注）

「Television Without Frontiers Directive（国境のないテレビ指令）」（97/36/EC、1997.7.30）。

<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31997L0036:EN:HTML>

- ・相互運用性、安全性、信頼性、使い勝手等の普及への障害となりうる要素を改善するための研究・開発の助成を開始する。(2006年)
- ・第7次研究総合計画 (FP7、the 7th Research Framework Programm) <sup>☞ (脚注1)</sup> に定められた次のような主要研究項目を優先的に着手する。(2007年以降)
  - 知識、コンテンツに関する技術
  - 高度な開放型ネットワーク
  - 安全で信頼できるソフトウェア
  - 埋め込み型システム
  - ナノエレクトロニクス
- ・競争および開発のための総合計画 (CIP、Competitiveness and Innovation Framework Programme) <sup>☞ (脚注2)</sup> に基づき、ICT関連の研究開発を実施する。(2007年以降)
- ・特に中小企業においてICTを導入する際に、技術上、組織上、または法律上の障害となる事項を解決するためのe-Business政策を策定する。

上述の行動計画を通じて、EUにおけるICT関連の研究開発が進展するとともに、研究開発の成果が経済の発展に直結する体制を整備したい意向である。

#### 2-4 全国民を包含するICT社会、および公共サービスと生活の質の向上

ICTの利用が増加するにつれて、ICTが社会に及ぼす影響も増大する。欧州委員会は、ICTの社会への影響について、次のような3つの観点から検討している。



☞ (脚注1)

欧州委員会は2005年4月に、「成長のための知識に関する欧州における研究分野」(Building the ERA of knowledge for growth) と題する報告書 (COM(2005)118 Final、2005.4.6) 等を発表し、2007年から2013年の会計期間においてEU全体で取り組むべき7カ年の研究開発計画、FP7を提案した。FP7の共同研究においては、ICTのほか、バイオテクノロジー、エネルギー、環境、宇宙開発等の9分野が設定された。FP7における7年間の予算総額は443億3200万ユーロ (約6兆3580億円) (1ユーロ=141.16円; 2005年11月22日東京の対顧客電信売相場) で、このうちICT分野へは総額の3割弱にあたる126億7000万ユーロ (約1兆7880億円) が配分された。同報告書は、下記のURLを参照。  
[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005\\_0118en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0118en01.pdf)

☞ (脚注2)

欧州委員会は2005年4月に、「競争および開発のための総合計画」と題する報告書 (COM(2005)121 Final、2005.4.6) を発表し、2007年から2013年の会計期間においてEUの産業界が取り組むべき7カ年の開発計画、CIPを提案した。CIPにおける7年間の予算総額は42億1260万ユーロ (約5950億円) で、このうちICT分野へは総額の2割弱にあたる8億160万ユーロ (約1130億円) が配分された。同報告書は、下記のURLを参照。  
[http://europa.eu.int/comm/enterprise/enterprise\\_policy/cip/docs/com121\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/enterprise/enterprise_policy/cip/docs/com121_en.pdf)

- ・すべての加盟国の国民がデジタル融合による恩恵を享受することができるようにするための施策、**e-Inclusion**政策を推進する。
- ・公共サービスを現在より、高品質で、コスト効率がよく、アクセスしやすいものに改善する。
- ・ICTの利用により国民の生活の質を向上させるための政策を推進する。

このような観点から、欧州委員会は、ICTの利用によりすべての国民の生活を改善させるための施策として、次の行動計画を挙げている。

- ・広範囲の人が利用しやすいICTシステムを構築するために、**e-accessibility** (ICTシステムへのアクセスのしやすさの度合い) についての調査を実施して、ユニバーサルサービスの範囲の見直し<sup>④</sup>(脚注) 等に関するガイドラインを提案する。  
(2005年)
- ・ICT利用のための技術、ICT利用における地域格差等の問題に取り組むために、EU全体を対象とする**e-Inclusion**政策を策定する。(2008年)
- ・現行のオンライン公共サービス、**e-Government**を改善するとともに、各システム間の共通インターフェースや認証システム等の技術的な問題を検討する。  
(2006年)
- ・ICTの利用により生活の質が向上したことを目に見える形で示すことができるように、次の3件の特別モデル施策を実施する。(2007年)
  - 高齢化社会における健康管理
  - 環境問題と交通問題から注目されている、ICTを導入した安全で環境を汚染しないインテリジェントカー
  - 多文化、多言語を特徴とする欧州の文化遺産を、各種のマルチメディアを利用して所蔵するデジタル図書館

上述の行動計画を通じて、EU全域において国民一人ひとりの生活の質的転換が促されるものと期待されている。

## 2-5 i2010の行動主体

i2010により設定された各種の政策を施行する主体は、欧州委員会、EU加盟各国、およびEU域内の産業界、学術団体、あるいは国民等から構成される利害関係者の3者からなる。



④ (脚注)

EUにおけるユニバーサルサービス制度を規律する指令「ユニバーサルサービス指令」(02002/22/EC、2002.3.7) 自体の見直しは、「単一欧州情報空間」の行動計画における、現行の電子通信に関する規制体系の見直しの一環として2006年に実施される。

欧州委員会は、本戦略の策定者として戦略推進のための全般的な調整を行うとともに、行動計画に設定された規制の見直しを行うほか、EUの予算を執行して各種の研究開発を実行する。加盟各国は、本戦略を国内の改革計画に取り込み、行動計画を国内で具体化させる。また、上述の利害関係者は、欧州委員会や加盟国との間での建設的な議論を通じて、本戦略に関与する。特に産業界は、本戦略の主旨に沿って、各種の研究開発を推進することが必要である。

このように3者の密接な連携により、i2010が円滑に実施されることが求められている。

### 3 ICT政策の今後の動向

EUのICT政策の主眼が、インターネットへのアクセスの実現（eEurope2002）から、ブロードバンドの普及（eEurope2005）を経て、ICTによる持続可能な成長の達成（i2010）へと変遷した。これは、ICTの基盤作りを助成するという育成政策から、ICT分野の機動性を各種の問題に適用するという総合政策への転換として捉えることができる。

EUが現在対応を急いでいる社会経済の動きには、次の4つの流れがある<sup>○</sup>（脚注）。

- ・ 政治分野：EUの拡大
- ・ 経済分野：経済のグローバル化および雇用
- ・ 社会分野：人口の高齢化
- ・ 環境分野：健康の維持増進およびエネルギーの効率化

ICTが進展し社会全般に行き渡るにつれて、このような社会経済問題に対して、ICTが果たす役割は一層重要となる。また複雑化する社会経済の各種の問題に対処するためには、加盟国間および加盟国内において、政策の優先順位付けが必要となる。その場合の指針として、EU全体の利益を考慮したEUレベルのICT政策が必要とされる。そのためにEUは加盟国国民に対して、i2010戦略を、目に見えるものとして国民の関心を集めることができるような、適切で理解しやすい形で提示し、社会の各層からの幅広い支持を受けるように努めなくてはならない。

このような様々な社会経済問題のなかから、新しいリスボン戦略は、「成長と雇用」を特に最重点課題と位置付けた。その達成のためには、経済の発展が持続可能でなければならない。その基盤として、ICT分野に対する継続的な投資が求められている。i2010戦略を通じて、EUのICT分野への投資環境が整備され、EUに対する投資が一層拡大することが期待されている。従来に増して、EUの指導力が求められている。



○（脚注）

EU 「i2010 — Commission Staff Working Paper」 (COM(2005)717)

[http://europa.eu.int/comm/secretariat\\_general/regdoc/rep/2/2005/EN/2-2005-717-EN-1-0.Pdf](http://europa.eu.int/comm/secretariat_general/regdoc/rep/2/2005/EN/2-2005-717-EN-1-0.Pdf)

 執筆者コメント

上述のようにICT政策が、パイロット計画から一層広範な社会経済政策へと位置付けが変化してきた流れは、日本のICT政策<sup>○</sup>（脚注）においても認められる。

日本のICT政策は、2001年1月に策定された「e-Japan戦略」により着手された。本戦略は、「わが国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことを大目標として設定した。本戦略を受け、ネットワーク環境の整備が急速に進行した一方で、利活用面の課題が顕在化し、ICT政策が第一段階から第二段階に入ったとの認識が定着した。その結果、ICT利活用に重点を置き、「元気・安心・感動・便利」社会の実現を目標とした「e-Japan戦略II」が2003年7月に策定された。このような取り組みの結果、日本のインターネット利用は順調に進展し、ブロードバンド環境についても、安さや速さは世界一とまで言える状況になり、インフラ環境においてはすでに世界最先端のレベルに達しつつある。

その後2004年12月には、2005年を目標年次とするe-Japan戦略を踏まえ、さらにその先を見据えたICT政策として、「U-Japan政策」が策定された。本政策は、「2010年には世界最先端のICT国家として先導する」ことを大目標とし、そこで実現される社会を、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながる「ユビキタスネット社会」と位置付けている。その成果としては、ICT環境の下で草の根的な創意ある利活用を通じて新しい価値が次々と湧き上がる現象、「価値創発」が求められている（参考図表参照）。

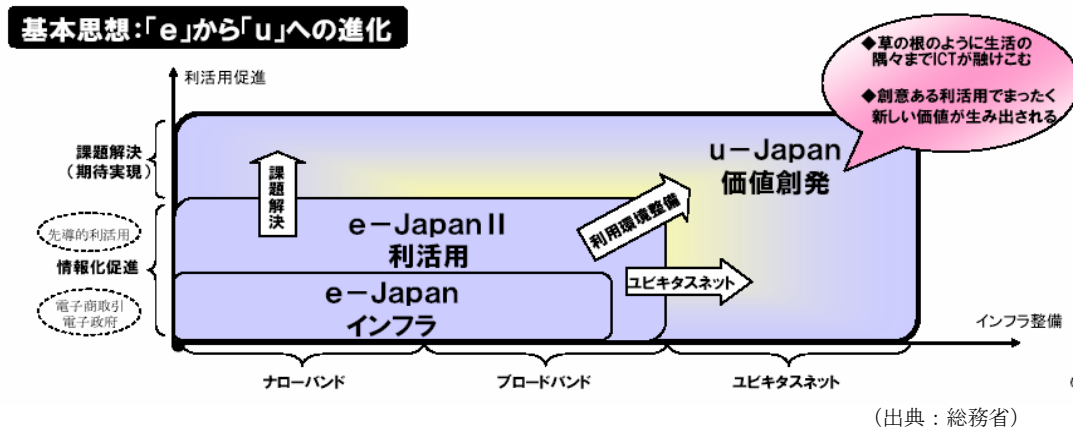
このように、EUを含め世界のICT先進諸国においてICT政策は、インフラ整備の段階を経て、ICT分野の研究開発を活性化させて新しい価値を創造することにより、経済を持続的に成長させるための政策として推進されている。世界各国が期待するように、ICTが持続可能な成長に有効に作用するかどうかについて、現時点で判断することは尚早であり、今後の成果が待たれるところである。



○（脚注）

日本では当初、情報通信をIT（Information Technology）と称していたが、2004年12月に策定された「u-Japan政策」以降世界的な用語法に倣い、ICT（Information Communication Technology）と称している。

参考図表 u-Japan政策の基本思想



### 📖 出典・参考文献

本文中に記載したもののほか、下記を参照した。

総務省等編「よくわかるu-Japan政策」(ぎょうせい、2005年5月)

EU「eEurope – Progress Report」(COM(2000)130)

([http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2000/com2000\\_0130en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2000/com2000_0130en01.pdf))

EU「Facing the Challenge – The Lisbon strategy for growth and employment」

(2004年11月)

([http://europa.eu.int/growthandjobs/pdf/kok\\_report\\_en.pdf](http://europa.eu.int/growthandjobs/pdf/kok_report_en.pdf))

英貿易産業省 (DTI)「i2010 – Responding to the Challenge」(2005年9月)

([http://www.i2010.org.uk/uploads/i2010\\_Report.pdf](http://www.i2010.org.uk/uploads/i2010_Report.pdf))